

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせします。

### 【投資信託約款の名称】

(追加型証券投資信託)

世界資源株ファンド (以下「ベビーファンド」といいます。)

(親投資信託)

世界資源株マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)

### 【変更の内容】

マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託しているコロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント (オーストラリア) リミテッド (以下「再委託先」といいます。) による運用から当社による自社運用に変更すべく、投資信託約款に所要の変更を行います。

なお、当該変更に伴い、ベビーファンドにおいて信託報酬を信託財産の純資産総額に年10,000分の188の率を乗じて得た額から年10,000分の153の率を乗じて得た額に変更します。また、受益権の取得申込みに応じない日または一部解約の実行の請求を受け付けない日をシドニーの銀行の休業日からニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の前営業日に変更します。

### 【変更の理由】

再委託先の資源株式の運用チームの解散決定に伴う運用辞退を受け、マザーファンドの再委託先による運用から当社による自社運用に変更を行うものです。なお、変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

また、当該変更に伴い、ベビーファンドの投資信託約款等にて規定する「信託報酬等」および「受益権の取得申込みに応じない日または一部解約の実行の請求を受け付けない日」についても変更を行うものです。

### 【変更予定日】

平成30年12月14日

平成30年10月12日時点の受益者で上記約款変更にご異議のある方は、平成30年10月12日から平成30年11月12日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、平成30年10月12日の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成30年12月14日付けで変更します。総口数の2分の1を超えたときは、平成30年12月18日に繰上償還となります。

ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成30年11月22日から平成30年12月11日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成30年10月12日

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
三菱UFJ国際投信株式会社